

## 第四章

# リサイクル製品認定制度の自治体の実施実態



## 第四章 リサイクル製品認定制度の自治体の実施実態

### 4-1 はじめに

第四章では、リサイクル製品認定制度の自治体の実施実態を示す。前章では条例等に記載されている内容を明確にしたが、条例等には書かれていないことを明確にする必要があると考えた。よって、本章では条例等に記載されていない内容を主に示す。

### 4-2 目的

リサイクル製品認定制度の実施実態を明確にする目的で行った。

### 4-3 調査方法

#### 4-3-1 調査方法及び調査対象

調査方法及び調査対象は、第3章3-3及び3-4で述べたとおりである。

なお、条例等を読んでも分からないリサイクル製品認定制度の実施実態をアンケート調査票で質問した。アンケート票の質問内容は第3章3-5で示した8つのグループについてである。アンケートの各質問項目の質問内容、回答方法、有効回答数を次ページの表4-1に示す。なお、表4-1に示すものは自治体に対するアンケート調査及び追加アンケート調査の質問内容である。アンケート調査表の本文は付録1及び2に掲載する。

### 4-4 結果及び考察

#### 4-4-1 条例等に関する項目

##### 4-4-1-1 業務の委託

リサイクル製品認定制度の運用を他の団体へ委託している自治体の割合を明確にする。表4-2がその結果である。

表4-2：他の団体への委託の有無(n=32)

	回答自治体数	回答率(%)
無	29	91
有	3	9
合計	32	100

運用を他の自治体に委託している自治体に割合はわずか9%にとどまった。ほとんどの自治体が廃棄物関連の部署、または環境政策関連の部署で運用していることが明確になった。委託を受けている団体は表4-3のとおりである。

表4-3：リサイクル製品認定制度を委託されている団体(n=3)

A 県	(社)A 県環境資源協会
H 県	H 県建設技術管理センター
Z 県	(財)Z 県環境保全公社

A 県、Z 県は環境関連団体に委託していることが分かった。H 県は、建設リサイクルを専門に扱っているため、委託先も建設関連の団体となっている。

表 4-1：アンケート内容

アンケート内容		回答方法	回答数
リサイクル製品認定制度の実施実態に関する事項			
21	他の団体への委託の有無	選択式	単数回答 n=32
22	リサイクル製品認定制度を委託されている団体	記述式	n=3
23	リサイクル製品を認定する審査会の人数	記述式	n=29
	リサイクル製品を認定する審査会の構成	選択式	複数回答 n=32
24	リサイクル製品を認定する審査会の頻度	選択式	単数回答 n=31
25	県民の審査会公聴の可否	選択式	単数回答 n=27
26	審査会の議事録閲覧の可否	選択式	単数回答 n=27
27	県民の審査員登録の可否	選択式	単数回答 n=26
28	一般住民を審査員として採用する方法	選択式	単数回答 n=2
29	リサイクル認定製品を販売している事業者に対する立入調査の有無	選択式	単数回答 n=31
30	立入調査の頻度	選択式	複数回答 n=24
	立入調査の内容	選択式	複数回答 n=24
31	審査会の、認定決定の権利の有無	選択式	単数回答 n=29
32	審査会の決定と認定の決定が異なる場合があるか否か	選択式	単数回答 n=25
33	事前の立入調査を行わない理由	選択式	単数回答 n=2
34	リサイクル製品を認定する審査会及び有識者から知事への結果報告の義務付け	選択式	単数回答 n=30
35	申請から認定までに要する時間	選択式	単数回答 n=31
36	認定を決定するときの手続き	選択式	複数回答 n=32
37	認定製品の取消し件数の把握の有無	選択式	単数回答 n=31
38	取消し件数の公表の可否	選択式	単数回答 n=31
39	認定製品の取下げ件数の把握の有無	選択式	単数回答 n=32
40	取下げ件数の公表の可否	選択式	単数回答 n=26
41	申請件数と認定件数の把握の有無	選択式	単数回答 n=32
42	申請件数と認定件数の把握の公表の可否	選択式	単数回答 n=31
43	認定することができなかったときの、申請事業者に対する通知の有無	選択式	単数回答 n=30
44	県(知事)から県民へ認定に関して公表する内容	選択式	複数回答 n=32
45	各自治体からリサイクル認定事業者への支援の有無	選択式	単数回答 n=32
46	各自治体からリサイクル認定事業者への支援の内容	記述式	n=21
47	リサイクル認定製品に関して何か問題が発生したときの処理責任者	選択式	単数回答 n=32
48	リサイクル認定製品を販売している事業者の、認定製品の販売実績の把握の有無	選択式	単数回答 n=32
49	リサイクル認定製品を販売している事業者の、認定製品の販売実績の公表の可否	選択式	単数回答 n=26
50	リサイクル製品認定事業者に関して問題が発生したときの、事業者に関する是正または勧告の有無	選択式	単数回答 n=26
51	公共工事においてリサイクル認定製品を利用の際の、掲示の有無	選択式	単数回答 n=29
52	認定製品の利用が可能な際の、事業者に認定製品の利用義務づけの有無とその方法	選択式 & 記述式	単数回答 n=32
53	申請又は認定事業者に対する申請又は認定に係る資料の保存を義務づけの有無	選択式	単数回答 n=32
54	申請や検査に係る費用の負担	選択式	単数回答 n=32
55	認定事業者自身に対するリサイクル認定製品の定期検査を義務付けの有無	選択式	単数回答 n=30
	認定事業者自身に対するリサイクル認定製品の定期検査の頻度	記述式	n=17
56	県民や民間団体などに対する、リサイクル認定製品の選択を義務づけの有無	選択式	単数回答 n=30
57	県民や民間団体などに対する、リサイクル認定製品の選択を義務づけの成果の有無	選択式	単数回答 n=4
	県民や民間団体などに対する、リサイクル認定製品の選択を義務づけの成果の内容	記述式	n=2
58	県の利用実績の把握の有無	選択式	単数回答 n=32
59	県の利用実績の公表の可否	選択式	単数回答 n=19
60	リサイクル認定製品の利用率の把握の有無とその数値	選択式	単数回答 n=31

4-4-2 審査会・委員会に関する項目

4-4-2-1 審査会の人数と構成

審査会の人数は表 4-4 のようになった。

表 4-4：リサイクル製品を認定する審査会の人数(n=29)

審査会の人数	10人	8人	6人	5人	7人	9人	11人	12人	13人	15人	18人	19人
自治体数	8	4	3	2	2	2	2	2	1	1	1	1

これを図 4-1 に示す。

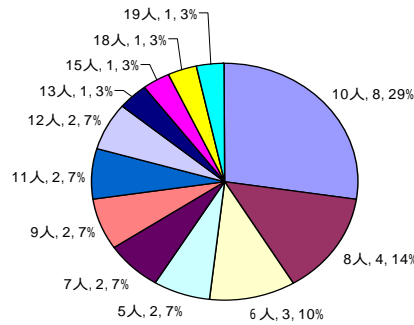


図 4-1 : リサイクル製品を認定する審査会の人数(n=29)

最も多かったのは 10 人という回答で、28%の自治体に該当する。次に多かったのは 8 人という回答であった。最も多く審査員を有する自治体は 19 人であった。

続いて、リサイクル製品を認定する審査会の構成を表 4-5 に示す。

表 4-5 リサイクル製品を認定する審査会の構成(n=32) (複数回答式)

	回答自治体数	回答率(%)
有識者	28	88
県の職員	20	62
一般住民	5	16
リサイクル認定事業者	0	0
その他	14	44

最も多かったのは、有識者という回答で 88%の自治体に該当する。その次に多かったのは県の職員という回答で 62%の自治体に該当する。一方、一般住民 (= 県民) が参加することができる自治体が 16%にとどまった。なお、「その他」の回答を、表 4-6 に示す。

表 4-6 : 表 4-5 「その他」の回答

A県	消費者、流通関係者、廃産の排出事業者・処分業者
C県	認定基準を明確に示していることから、外部委員等を設けず事務所のみでの審査を行っている
E県	経済団体、消費者団体、環境関連団体(NPOを含む)の代表者
G県	経済団体、スーパーマーケット協議会、産業廃棄物協会、消費者団体、行政(市町村)
H県	民間
L県	産業経済界代表、消費者代表
O県	消費者団体、廃棄物処理業界、リサイクル推進団体等
R県	関連団体、消費者団体
T県	産業経済団体
U県	消費者団体代表、環境カウンセラー、企業支援組織、公募委員
V県	マスコミ、経済・経営、NPO、男女共生、土木・建築
W県	消費者団体、小売業関係団体
AA県	消費者団体
AC県	排出事業者、再生事業者、消費者団体、行政

「その他」で最も多かった回答は消費者団体であった。他、経済団体や NPO などの回答があった。

#### 4-4-2-2 審査会の開催頻度

リサイクル製品認定制度を認定する審査会の頻度を明確にした。結果を表 4-7 に示す。

表 4-7 リサイクル製品認定制度を認定する審査会の頻度(n=31)

	回答自治体数	回答率(%)
半年に一回	16	52
一年に一回	10	32
一ヶ月に一回	0	0
申請がある都度開催	0	0
その他	5	16
合計	31	100

リサイクル製品認定制度を認定する審査会の頻度の中で最も多かったのは半年に一回で約半数の自治体が回答した。次に多かったのは一年に一回で 32%の自治体に該当した。一方申請がある都度開催する自治体や一ヶ月に一回開催するという自治体はなかった。

#### 4-4-2-3 審査会の透明性について

審査会の透明性を明確にしたいと思い、アンケート調査を行った。審査会の透明性を把握するため、(1)審査会を県民が公聴することは可能か、(2)審査会の議事録は、ホームページなどで公開されているか、(3)一般住民(=県民)が審査員として、審査会に参加することは可能か、また、可能であるならばどのような方法で審査会に採用されるのか、の 3 つの事柄に焦点を当てた。まず、(1)の結果を表 4-8 に示す。

表 4-8：県民の審査会公聴の可否(n=27)

	回答自治体数	回答率(%)
否	22	81
可	5	19
合計	27	100

「県民が審査会の公聴をできる」と回答した自治体は 27 自治体中 5 自治体存在し、20%弱にとどまった。なお、5 自治体中 1 自治体では「審査会の日を広報していないので、これまで事業者や県民からの公聴希望はない。」との回答があった。このことから、ほとんどの自治体では審査会の様子を県民に公開していないことが分かる。

次に、(2)の結果を表 4-9 に示す。

表 4-9：審査会の議事録閲覧の可否(n=27)

	回答自治体数	回答率(%)
否	25	93
可	2	7
合計	27	100

議事録を閲覧できる自治体は 27 自治体中 2 自治体のみで、割合にすると 7%にとどまった。なお、「県民が審査会を公聴できる」を選んだ自治体と「審査会の議事録を閲覧できる」を選んだ自治体に重なりはなかった。よって、(1)と(2)の両方が可となっている自治体はなく、74%の自治体は公聴を出来ず、また議事録も閲覧できないようになっている。

最後に(3)の結果を表 4-10 に示す。

表 4-10：一般住民(=県民)の審査員登録の可否(n=26)

	回答自治体数	回答率(%)
否	23	88
可	2	8
その他	1	4
合計	26	100

一般住民(=県民)が審査員として参加できる自治体は、26 自治体中 2 自治体であり、割合で表すと 8%であった。このことから、ほとんどの自治体では、一般住民(=県民)が認定製品決定の手續きに参加することができないようになっていることが分かる。なお、「審査員として参加することができる」を選んだ 2 自治体は、共に、(1)、(2)の両方が不可になっている自治体であった。一般住民(=県民)が審査員として参加できると回答した 2 自治体に対して、どのような形で審査員に採用されるのかを聞いた。結果を表 4-11 に示す。

表 4-11：一般住民(=県民)を審査員として採用する方法(n=2)

	回答自治体数	回答率(%)
公募	1	50
県から指名	1	50
その他	0	0
合計	1	100

2 自治体中 1 自治体が公募で募るということであった。残りの 1 自治体は県から指名するということであった。その他の方法を選んだ自治体なかった。

よって、(1)、(2)、(3)の全てに回答した自治体のうち、17 の自治体では県民が審査会の公聴をすることができず、議事録も閲覧できず、審査員として参加できないことが分かった。

#### 4-4-2-4 立入検査など

条例等を読んでいると、リサイクル認定事業者に対する立入調査に関して記述している自治

体があった。そこで、リサイクル認定事業者に対する立入調査の有無を明確にした。また、リサイクル製品認定事業者に対して立入調査を実施している自治体に対してはその頻度を聞いた。表 4-12 に結果を示す。

表 4-12 リサイクル認定事業者に対する立入調査の有無(n=31)

	回答自治体数	回答率(%)
有	24	77
無	7	23
合計	31	100

実際に立入調査を実施している自治体は 31 自治体中 24 自治体であり、全体の 77%であった。77%の自治体に対して、立入調査を実施しているのか、その頻度を聞いた。結果を表 4-13 に示す。

表 4-13：立入調査の頻度(n=24) (複数回答式)

	回答自治体数	回答率(%)
一年に一回程度	10	42
問題が発生したとき	10	42
不定期	5	21
半年に一回程度	0	0
その他	6	26

最も多かった回答は、「一年に一回程度と問題が発生したとき」で、42%の自治体がそれに該当する。さらに、立入調査の具体的内容を聞いた。結果を表 4-14 に示す。

表 4-14：立入調査の調査内容(n=24) (複数回答式)

	回答自治体数	回答率(%)
資料の提出	11	46
意見の聴取	11	46
製品の品質の検査	10	42
その他	11	46

立入調査の内容は「資料の提出」、「意見の聴取」、「製品の品質」の検査それぞれ 50%弱の自治体を実施していた。その他の立入調査の内容を選択した 11 自治体中 10 自治体からその詳細を聞くことができた。結果を表 4-15 に示す。



表 4-15：立入調査の内容(その他)(n=10)(自由記述式)

A 県	安全性の確認(試験成績書の確認)、執政どおりの行程、設備で製造しているか確認、原料となる廃棄物の受入状況の確認(マニフェスト、受入伝票等)
C 県	伝票等による原材料の調達状況、製造・出荷量が分かる資料での確認、それらの資料を基に「原材料」の調達量と「製品」の生産出荷数量の均衡がとれているかなどを確認。
D 県	当該製品の製造事業所における品質管理状況の確認(リサイクル資材の場合のみ)
G 県	製品の安全性の検査(土壌の溶出試験の実施)
K 県	原料廃棄物の保管状況、製品工程・製品の性状及び保管の状況、廃棄物処理法などの法令順守状況など
N 県	製造工程(プラント)の確認、品質性能・環境安全性の試験結果の確認、原料の受入、製品の販売状況の確認、サンプルの採取
P 県	製造工程等の確認、環境関連法規への対応状況確認
T 県	申請内容との整合性、環境関係法令への適合状況などの確認
U 県	必要に応じた製品の品質検査
AD 県	品質管理の検査

表から分かるとおり、製品によっては特殊な品質基準があり、その品質検査・又はその品質管理の検査をする自治体が多かった。そのほかは原材料の調達先等を確認するという回答もあった。

#### 4-4-2-5 認定の決定

審査会が、認定を決定する権利を有するのか否かを明確にした。結果を表 4-16 に示す。

表 4-16：審査会の、認定決定の権利の有無(n=29)

	回答自治体数	回答率(%)
無	25	86
有	2	7
審査会を開催していない	2	7
合計	29	100

全体の 86%の自治体では審査会は認定を決定する権利を有していないということであった。審査会を開催していない 2 自治体についてはそれぞれ、「認定基準を明確に示していることから、外部委員などの審査会は設けていない」「審査会は開催しておらず、環境部局、土木部局、農林部局への意見照会で特に問題がないと認められた場合に認定している」という回答が返ってきた。審査会が認定を決定する権利を有していない自治体に対して決定する権利者を聞いたところ、25 自治体中 22 自治体から、「知事である」という回答が返ってきた。残りの 3 自治体は無回答であった。

また、審査会が認定を決定する権利を有していない自治体に対して、審査会で話し合った結果と実際の決定が異なる場合があるのかを聞いた。結果を表 4-17 に示す。

表 4-17：審査会の決定と認定の決定が異なる場合があるか否か(n=25)

	回答自治体数	回答率(%)
ない	24	96
ある	1	4
合計	25	100

全体の96%の自治体が審査会の決定と認定の決定が異なることはないと回答した。一方、審査会の決定と認定の決定が異なることがあると回答した1自治体に対し、具体的な場合を聞いたところ、「審査会で決定後に、不適合要件が判明した場合や、倒産した場合など」という回答が返ってきた。

#### 4-4-2-6 審査会から知事への結果報告

条例等に、審査会への結果報告に関する記述がある自治体が存在したので、現状を明確にした。結果を表4-18に示す。

表 4-18：リサイクル製品を認定する審査会および有識者から県(知事)への結果報告の義務づけの有無(n=30)

	回答自治体数	回答率(%)
有	19	63
無	11	37
合計	30	100

審査会の結果を県(知事)に報告することを義務づけている自治体は30自治体中19自治体で全体の63%を占めた。いいえを選んだ自治体については、県も事務局として出席するため、県(知事)に報告する必要はないという自治体が存在した。

#### 4-4-2-7 申請から認定までにかかる時間

申請から認定までに、どのくらいの時間を要するのかが不明確であったため、明確にしたいと、自治体に聞いた。図4-2に結果を示す。

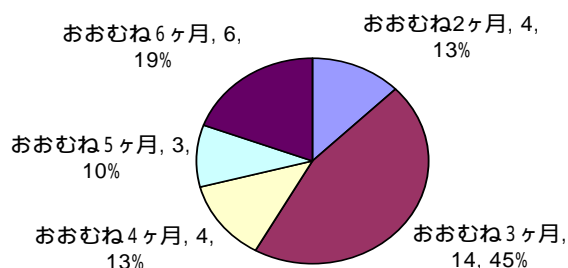


図 4-2：申請から認定までにかかる時間(n=31)

申請から認定までに要する時間は3ヶ月であるという自治体が全体の60%を占めた。次に多かったのはおおむね6ヶ月という回答で19%を占めた。

#### 4-4-3 申請に関する項目

##### 4-4-3-1 申請の可否の報告手続きの内容

認定を決定するまでに、どのような手続きを経ているのかを明確にした。表4-19に結果を示す。

表4-19：認定を決定するときの手続き(n=32)(複数回答式)

	自治体回答数	回答率
事業者に対して申請書の提出を義務づけている	32	100
県による事前の立入調査	30	94
審査会への意見の聴取	26	81
有識者への意見の聴取	10	31
その他	8	25

当然の事であるが、全ての自治体で申請書の提出を義務づけているという結果が出た。以下、県による事前の立入調査をしている自治体が94%であるからほとんどの自治体で書類のみを見て認定することはないということが分かる。

認定する前に県による事前の立入調査をしないと答えた自治体が2つあった。アンケートで、その理由を聞いた。結果を表4-20に示す。

表4-20：事前の立入調査を行われない理由(n=2)

	回答自治体数	回答率(%)
リサイクル認定事業者を信頼しているから	1	50
費用がかかるから	0	0
その他	1	50
合計	2	100

「その他」と答えた自治体は、回答者がリサイクル製品認定制度を制定した当時制定に関わっていなかったため、詳細不明とのことであった。

2自治体とも費用はリサイクル認定事業者が負担するため、「費用がかかるから」を選んだ自治体はなかった。

2自治体中1自治体は事業者を信頼していると回答しており、県の認定基準を満たしているかどうかはリサイクル認定事業者自身に委ねられている。

#### 4-4-4 認定に関する項目

##### 4-4-4-1 認定の取消し

場合によっては、県から認定を取り消すこともあると考えられるが、その件数の把握の有無を聞いた。結果を表 4-21 に示す。また、把握している自治体に対しては、公表の可否を聞いた。結果を表 4-22 に示す。

表 4-21：認定製品の取消し件数の把握の有無(n=31)

	回答自治体数	回答率(%)
有	30	97
無	1	3
合計	31	100

無回答の 1 自治体に関しては、取り消しの事例がないとのこと。

表 4-22：取消し件数の公表の可否(n=31)

	回答自治体数	回答率(%)
可	30	97
不可	1	3
その他	0	0
合計	31	100

取消し件数を把握している自治体のうち、97%の自治体に取消し件数を公表していただいた。この結果を表 4-23 に示す。

表 4-23：取消し件数の推移

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計
A 県								0	0	0		0
B 県							0	0	0	0	1	1
C 県			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 県							0	0	0	0	0	0
E 県								0	0	0	0	0
F 県				1	0	0	0	0	0	0	0	1
G 県					0	0	0	0	0	0	0	0
H 県							0	0	0	3	0	3
I 県								0	0	0	0	0
J 県				0	0	0	0	0	0	0	0	0
K 県							0	0	0	3	0	3
L 県							0	0	0	0	0	0
M 県								0	0	0	0	0
N 県									0	0		0
O 県							0	0	0	0	0	0
P 県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R 県								0	0	0	0	0
S 県							0	0	0	0	0	0
T 県						0	2	0	0	0	1	3
U 県							0	0	0	0		0
V 県								0	0	0	0	0
W 県				1	0	0	0	0	0	0	0	1
X 県				0	0	0	0	0	4	0	0	4
Y 県						0	0	0	0	0	1	1
Z 県						0	1	0	0	0	0	1
AA 県						0	0	0	0	0	0	0
AB 県		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
AC 県					0	0	0	2	0	0	0	2
AD 県					0	0	0	0	0	0	0	0
AF 県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

30 自治体中 20 自治体が、過去に取消しを行ったことはないということであった。過去の取消し件数の合計で見ても、最も多かったのは X 県の 4 件という結果であった。

#### 4-4-4-2 認定の取下げ

場合によっては、事業者から認定の取下げを申し出ることもあると考えられるが、その件数の把握の有無を聞いた。結果を表 4-24 に示す。また、把握している自治体に対しては、公表の可否を聞いた。結果を表 4-25 に示す。

表 4-24：認定製品の取下げ件数の把握の有無(n=32)

	回答自治体数	回答率(%)
有	29	90
無	3	10
合計	32	100

表 4-25：取下げ件数の公表の可否(n=26)

	回答自治体数	回答率(%)
可	26	100
不可	0	0
その他	0	0
合計	26	100

取下げ件数を把握している自治体の全ての自治体に取消し件数を公表していただいた。  
この結果を表 4-26 に示す。

表 4-26：取下げ件数の推移

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計
A 県								0	0	0		0
B 県							0	0	0	1		1
C 県			0	0	0	0	0	0	0	4	2	6
D 県							0	0	0	0	0	0
E 県							1	6	4	1		12
F 県				12	0	0	0	0	0	0	0	12
G 県				0	0	0	0	0	0	0	0	0
H 県							0	0	0	1	2	3
I 県								0	0	1	4	5
J 県				0	0	0	0	0	5	5	1	11
K 県							0	0	0	1	2	3
L 県						0	0	0	0	2	0	2
M 県							0	0	1	0	0	1
N 県									0	0		0
O 県							0	0	0	0	0	0
P 県	0	0	0	2	0	5	6	4	19	18	3	47
R 県								0	0	0	0	0
S 県							0	0	0	0	0	0
T 県						0	0	0	0	0	0	0
U 県							1	1	0	2		4
V 県								0	0	0	6	6
W 県				12	0	0	0	0	0	0	0	12
X 県				0	3	0	3	5	21	7	1	40
Y 県						0	0	3	1	1		5
Z 県						0	0	5	0	0	0	5
AA 県						0	0	2	4	3	2	11
AB 県		0	0	0	0	0	0	12	5	2	1	20
AC 県					0	0	0	22	0	39	1	61
AD 県					0	3	4	27	12	14	11	71
AF 県	0	0	0	0	0	6	4	4	15	8		37

取消し件数とは違い、事業者自らが認定を辞退する「取下げ」は、各自治体さまざまな結果が出た。取下げ件数の合計件数は、開始年度が早いP 県、AF 県を抜いて AD 県が最も多く 71 件であった。よって、リサイクル製品認定制度を実施している期間が長いからといって、取消し件数が多くなるとは限らない。

#### 4-4-4-3 申請件数と認定件数

各年度の申請件数と認定件数を把握しているかを聞いた。結果を表 4-27 に示す。また、把握

している自治体に対しては、公表の可否を聞いた。結果を表 4-28 に示す。

表 4-27：各年度の申請件数と認定件数を把握の有無(n=32)

	回答自治体数	回答率(%)
有	32	100
無	0	0
合計	0	100

表 4-28：申請件数と認定件数の公表の可否(n=31)

	回答自治体数	回答率(%)
可	30	97
不可	0	0
その他	1	3
合計	31	100

申請件数と認定件数を把握している自治体のうち、93%の自治体からデータをいただいた。その中でも、認定件数・申請件数が共に把握でき、認定率(= (認定件数/申請件数) × 100)を把握することが出来た 18 の自治体のデータをもとに分析した。すると、例外はあるものの、大きく 5 つのグループに分類することができた。以下詳細を示す。

- (1) 申請件数・認定件数が全体的に上がっており、認定率も上がっている自治体  
該当自治体は 1 自治体であった。図 4-3 に結果を示す。

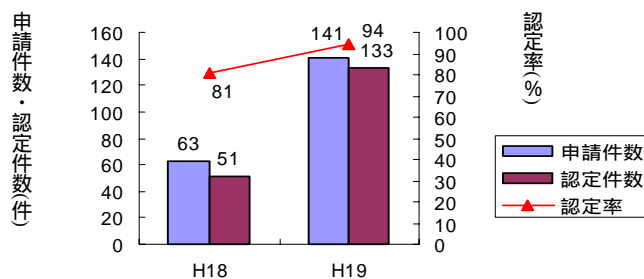


図 4-3：N 県の申請件数と認定件数，認定率の推移

(2) 申請件数・認定件数が全体的に下がっており、認定率が上がっている自治体  
 該当自治体は4自治体であった。結果を図4-4、図4-5、図4-6、図4-7に示す。

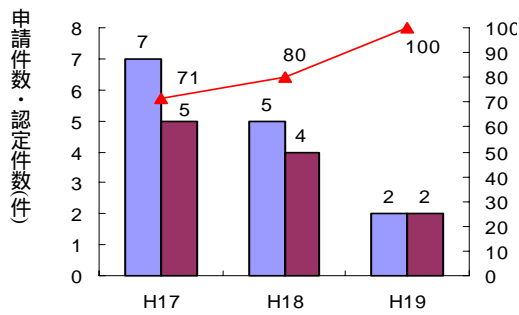


図4-4：A県の申請件数と認定件数，認定率の推移

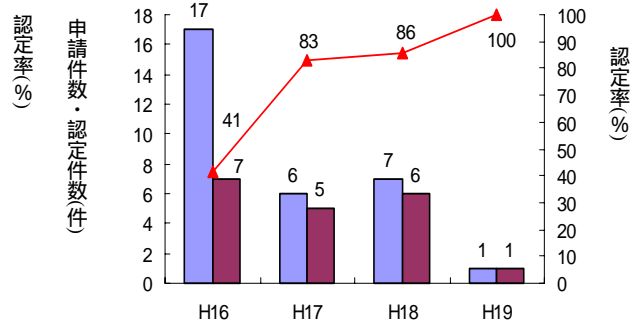


図4-5：B県の申請件数と認定件数，認定率の推移

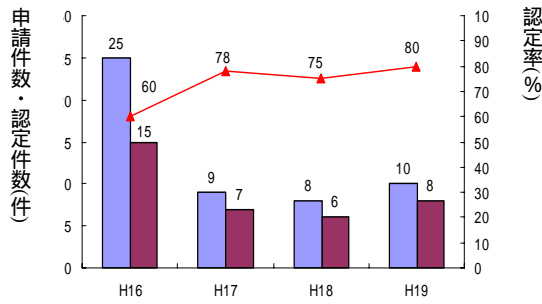


図4-6：D県の申請件数と認定件数，認定率の推移

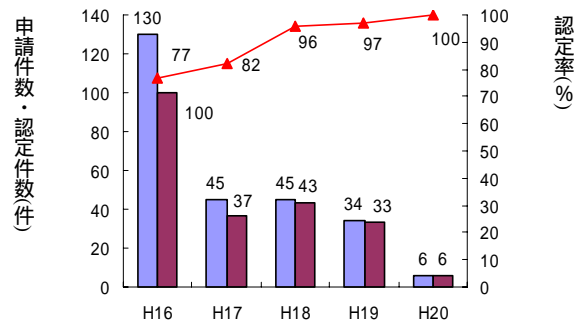


図4-7：U県の申請件数と認定件数，認定率の推移

(3) 申請件数・認定件数が全体的に上がっており、認定率が常に又はほぼ100%の自治体  
 該当する自治体は1自治体であった。結果を図4-8に示す。

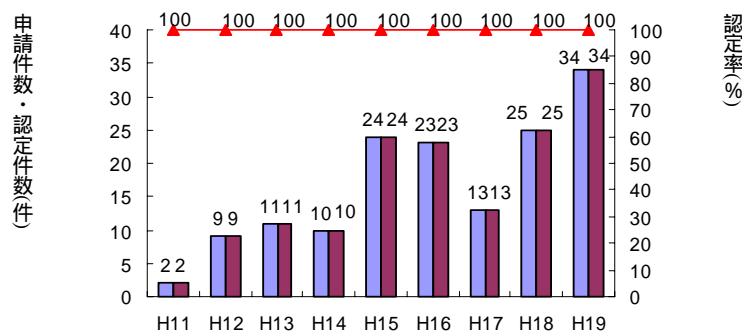


図4-8：C県の申請件数と認定件数，認定率の推移



- (4) 申請件数・認定件数が全体的に下がっており、認定率も下がっている自治体  
 該当する自治体は2自治体であった。結果を図4-9、図4-10に示す。

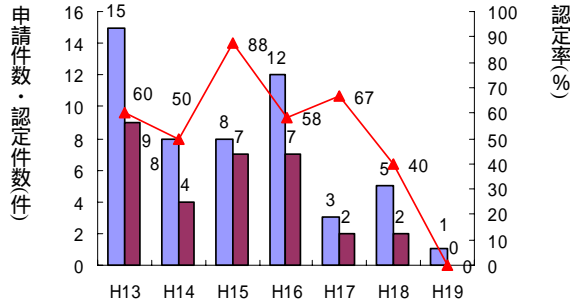


図4-9：F県の申請件数と認定件数，認定率の推移

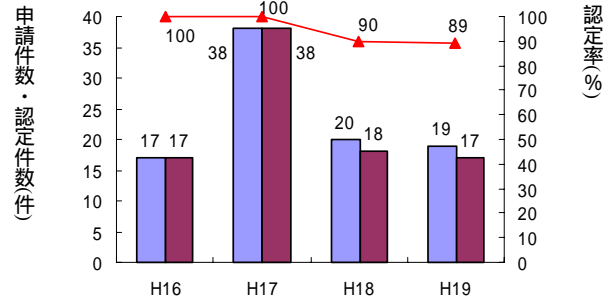


図4-10：K県の申請件数と認定件数、認定率の推移

- (5) 申請件数・認定件数が全体的に下がっており、認定率が常に又はほぼ100%の自治体  
 該当する自治体は6自治体であった。結果を図4-11、図4-12、図4-13、図4-14、図4-15、図4-16に示す。

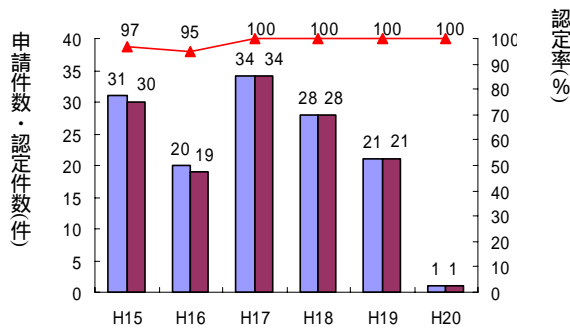


図4-11：G県の申請件数と認定件数，認定率の推移

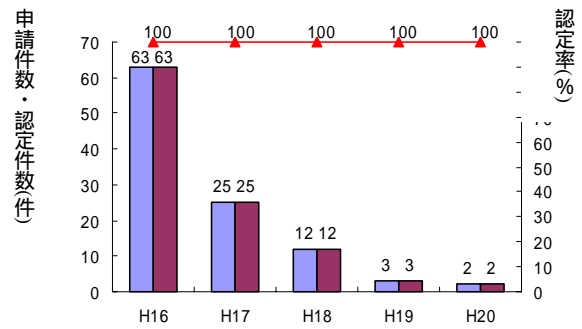


図4-12：H県の申請件数と認定件数、認定率の推移

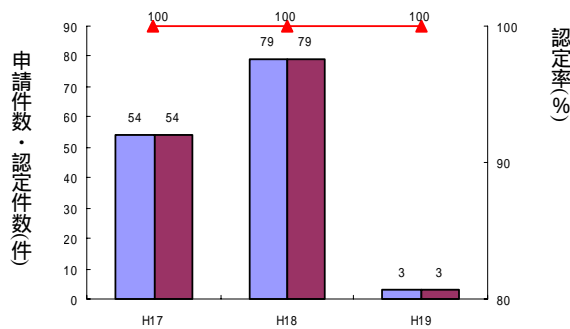


図4-13：I県の申請件数と認定件数，認定率の推移

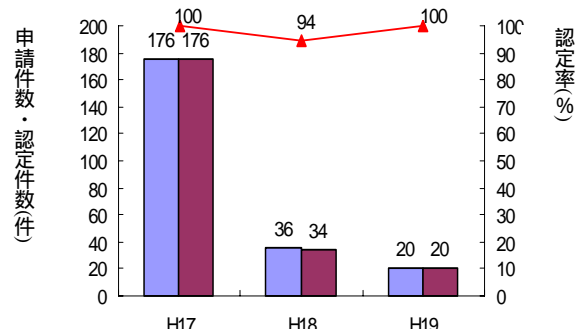


図4-14：V県の申請件数と認定件数、認定率の推移

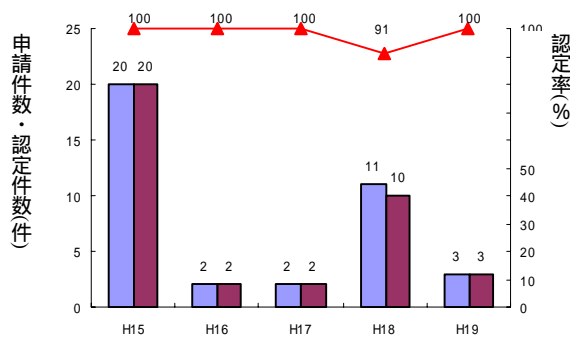


図 4-15：Y 県の申請件数と認定件数，認定率の推移

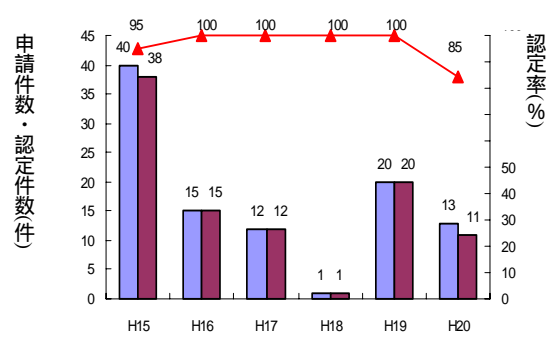


図 4-16：AA 県の申請件数と認定件数，認定率の推移

例外) O 県：申請件数・認定件数が全体的に下がっていて，認定率がほぼ 40%

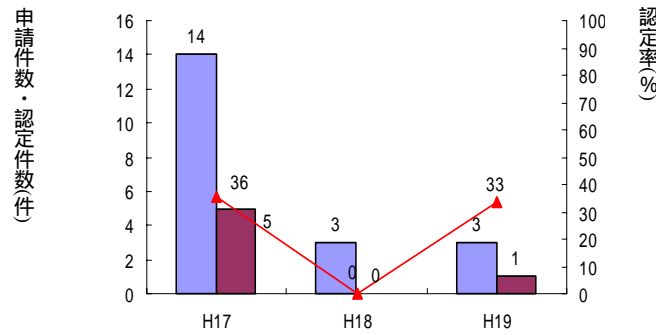


図 4-17：O 県の申請件数と認定件数，認定率の推移

AF 県：申請件数・認定件数はある年でピークを迎えその後減少してきて，認定率がほぼ 100%

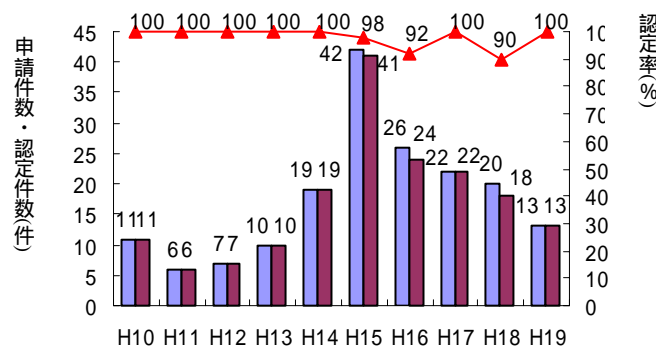


図 4-18：AF 県の申請件数と認定件数，認定率の推移

J 県，L 県：申請件数・認定件数がバラバラで，認定率もバラバラ

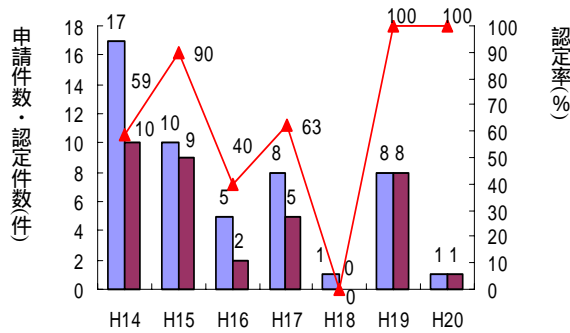


図 4-19：J 県の申請件数と認定件数，認定率の推移

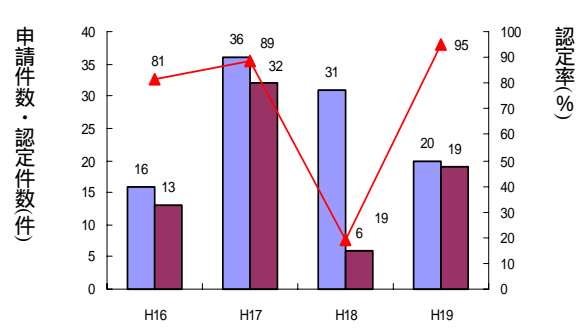


図 4-20：L 県の申請件数と認定件数，認定率の推移

表 4-29：申請件数と認定件数の関係

	認定率が上がっている	認定率が下がっている	認定率が常に又はほぼ 100%
申請件数・認定件数が全体的に上がっている	N 県		C 県
申請件数・認定件数が全体的に下がっている	U 県 D 県 A 県 B 県	K 県 F 県	H 県 I 県 Y 県 G 県 AA 県 V 県

最も多く属しているグループは，申請件数・認定件数が全体的に下がっており，認定率はほぼ 100%のグループであり，6 自治体が属していた．次に多かったのは，認定率が上がっているで，申請件数・認定件数が全体的に下がっているグループであり，4 自治体が属していた．

#### 4-4-4-4 認定基準などの変更に提案

D 県の条例の中で，「県内でリサイクル資材を製造する事業者は，認定対象製品及び評価基準などの変更及び追加についての変更を知事に提案することができる」という内容の記載事項が見られた．このような記述を見られた自治体は他には無く特徴的だった．

#### 4-4-4-5 認定できなかった申請事業者への報告

審査の結果，認定することができなかった申請事業者に対して，その旨を報告しているのかを明確にするために自治体に聞いた．結果を表 4-30 に示す．

表 4-30：認定することができなかったときの，申請事業者に対する通知の有無(n=30)

	回答自治体数	回答率(%)
有	28	93
無	2	7
合計	30	100

30 自治体中 28 の自治体で，認定することができなかったときに申請事業者に対して通知を

していることが分かった。

#### 4-4-5 県の責務に関する項目

##### 4-4-5-1 県の公表内容

県が、ホームページやパンフレットなどで、県民に対して公表している内容は、自治体によって異なる。どのようなときに県民に公表するかを聞いた。結果を表 4-31 に示す。

表 4-31：県(知事)から県民に対して公表するとき(n=32)(複数回答可)

	回答自治体数	回答率(%)
認定したとき	32	100
認定基準や条例等の内容が変更したとき	23	72
認定を取消したとき	18	56
何か問題が起こったとき	11	34
認定を取り下げたとき	7	22
その他	3	9

最も多かったのは、「認定したとき」で全ての自治体が県民に対して認定製品を公表していることが分かった。その次に多かったのは、認定基準や条例等の内容が変更したときで、72%の自治体が県民に公表していることが分かった。一方で、「何か問題が起こったとき」や「認定を取下げたとき」に県民に公表している自治体は50%を割っている。このことから、新たに製品を認定したときは公表するが、認定してからの状況は県民が把握することができない場合が少なからずあることが分かる。

表 4-31 で、「認定基準や条例等の内容が変更したとき」を選択した自治体は、30 自治体中 23 自治体であった。このことから、多くの自治体では何か変更が起こったときに、ホームページ等に変更点等を公開していることが分かる。

##### 4-4-5-2 リサイクル認定事業者への支援

自治体が認定後に、リサイクル認定事業者に対して何か支援を行っているのかを明確にするためにアンケート調査で聞いた。結果を表 4-32 に示す。

表 4-32：各自治体からリサイクル認定事業者への支援の有無(n=32)

	自治体回答数	回答率(%)
有	22	69
無	10	31
合計	32	100

32 自治体中 22 の自治体、すなわち約 70%の自治体で、リサイクル認定事業者に対して支援を行っていることが分かる。その支援の詳細を聞いたところ、回答をいただいた 21 自治体のうち、17 自治体はリサイクル認定製品の広報・啓発活動を行っているとのことであった。それ以外の支援の内容について取り上げる。結果を表 4-33 に示す。なお、広報・啓発活動の詳細については次の 4-4-5-3 で取り上げる。

表 4-33：各自治体からリサイクル認定事業者への支援の内容  
(リサイクル認定製品の広報・啓発活動以外)(自由記述式)

P 県	新規に認定を取得しようとする事業者に対する補助金交付
Y 県	マーケティング調査などを含むリサイクル認定製品の販売支援事業の実施
AA 県	認定事業者で組織される団体が行う普及促進を図る事業を補助 県外で開催される展示会等に出展する際の経費を補助
AC 県	AC 県エコ製品出展支援補助金

認定事業者に対する支援については、広報・啓発活動を除いては補助金を支給する自治体が3自治体あった。その用途は、展示会への出展の資金援助をする自治体が2自治体、新規に認定を取得する事業者に資金援助をする自治体が1自治体であった。Y県の支援はマーケティングを含む販売事業支援の実施であった。

#### 4-4-5-3 広報・啓発活動

各自治体に支援内容を聞いたところ、広報・啓発活動に関する支援を挙げている自治体が多かった。結果を表4-34に示す。

表4-34：リサイクル認定事業者に対する広報・啓発に関わる支援内容(自由記述式)

A 県	認定製品パンフレットの提供
	ホームページやパンフレットによる製品の紹介
B 県	リサイクル認定制度のパンフレットを作成し、製品・事業所のPRをしている
	各種展示会への出展
C 県	環境展示会出展
	パンフレットの作成・配布
	HP等による認定製品の情報提供
D 県	県現地機関(設計事務所を含む)、市町村、県建設業協会、県建築士会、建築士設計事務所協会、土地改良事業団体連合会、国土交通省(地方整備局)、森林管理局、森林管理署、農政局(D農政事務所)へ制度・製品の紹介パンフレットを送付(計620部)(H20.4月)
	市町村や県の主催する環境フェアや消費生活展等に、制度・製品の紹介コーナーやブースを出展。(H20.4月~随時)
	商工労働部(経営支援課)の実施する県内中小ベンチャー企業の支援策(「ベンチャー企業優先発注事業」)の案内送付先に、当制度の認定製品製造事業者一覧を追加(認定製品製造事業者のデータを提供)(H20.7月)
E 県	認定製品カタログの作成・配布
	新聞広告、HP等での紹介
	環境関連イベントでの製品展示、展示会への認定事業者派遣
O 県(土木部)	HPに認定製品一覧を掲載、新規・更新認定された都度HPの更新をしている。
	パンフレットを作成し、認定制度・率先利用指針等の説明会を年10回程度行っている。(建設業者、公共団体職員、民間を含めたリサイクル推進協議会で)
I 県	HPによるPR
	PRパンフレットの作成
	環境イベントでのPR
J 県	パネル・チラシ等の作成による認定製品、認定制度の普及。
	県ホームページによる広報。
	県及び市長村に対し、優先利用について依頼
L 県	県民及び事業者への周知を図る
	展示会の開催
M 県	パンフレットの作成・配布
	環境関連展示会への出展
N 県	パンフレット等による普及啓発
	環境フェア等環境関連イベントにおける認定製品の展示等
S 県	ロビーの展開催
	県のグリーン購入計画における重点調達項目
	認定製品を利用したモデル事業の実施によるPR
U 県	各種イベント等の開催に合わせた認定製品の展示
	製品のパンフレットを作成し、広く配布
V 県	HPを通じて、認定製品の普及啓発のため、広く情報提供を実施
	認定製品を紹介するパンフレットの作成・配布
W 県	県のHP等への掲載
	県主催展示会の開催
	リサイクル認定製品のユーザーとなる業界を対象にした普及セミナーの実施
Y 県	AF県中小企業技術店、環境フェアに製品を展示
AF 県	パンフレットの作成、配布
	県民エコステーションやAF北部RDFセンターにおける常設展示

ほとんどの自治体では、県のHPでのPR、パンフレットの作成を併用して行っている。それに加えてイベント・展示会でのPR、関連団体へのPRなどを行っている自治体が存在した。

#### 4-4-5-4 問題に対する責任

リサイクル認定製品に関してもし何か問題が発生したときに、誰が処理するのかを聞いた。結果を表4-35に示す。

表4-35：リサイクル認定製品に関してもし何か問題が発生したときに誰が処理するか(n=32)

	回答自治体数	回答率(%)
認定事業者自身	24	75
県	4	13
双方	2	6
その他	2	6
合計	32	100

その他を選んだ2自治体に関しては、場合によって異なるとのことであった。

75%の自治体では、リサイクル認定製品を巡って問題が発生したときの処理責任者はリサイクル認定事業者自身にあるということであった。県が処理責任者であるという自治体は13%のみであった。

#### 4-4-5-5 実績の概要の報告

リサイクル認定事業者の販売実績を各自治体が把握しているのかを明確にするためにアンケート調査にて聞いた。結果を表3-36に示す。

表4-36：リサイクル認定事業者の、リサイクル認定製品の販売実績の把握の有無(n=32)

	自治体回答数	回答率(%)
有	26	81
無	6	19
合計	32	100

81%の自治体がリサイクル認定事業者から販売実績の報告を求めていることが分かった。

#### 4-4-5-6 是正又は改善の勧告

リサイクル認定事業者が不正を行ったり、問題を起こしたりしたときなどに、自治体からは是正又は改善の勧告を行っているか否かを明確にした。結果を表4-37に示す。

表4-37：リサイクル認定事業者に関して問題が発生したときの、事業者に関する是正または勧告の有無(n=26)

	回答自治体数	回答率(%)
有	21	81
無	5	19
合計	26	100

81%の自治体が、問題が発生したときに是正又は勧告をしていることが分かる。

#### 4-4-5-7 公共事業の際の製品の掲示

公共事業の際に、リサイクル認定製品を利用した際に、その旨を掲示しているかを聞いた。その結果を表4-38に示す。

表 4-38：公共事業においてリサイクル認定製品を利用の際の、掲示の有無(n=29)

	回答自治体数	回答率(%)
無	25	86
有	4	14
合計	29	100

公共事業の際にリサイクル認定製品を利用していることを掲示している自治体は4自治体のみで全体の14%にとどまった。ほとんどの自治体では、公共事業でリサイクル認定製品が使われていることが掲示されていないことが分かった。

#### 4-4-5-8 公共事業の際のリサイクル認定製品利用の義務付け

公共事業の際に、リサイクル認定製品を利用することを義務づけているかを聞いた。その結果を表 4-39 に示す。

表 4-39：リサイクル認定製品の利用が可能な際の、公共事業施工事業者へのリサイクル認定製品の利用義務づけの有無(n=32)

	回答自治体数	回答率(%)
無	9	28
有	7	22
その他	16	50
合計	32	100

公共事業施工事業者に認定製品の義務付けを行っている自治体は全体の22%であった。「有」を選ばれた方に対して、具体的方法を聞いた。結果を表 4-40 に示す。

表 4-40：認定製品利用義務付けの具体的方法(自由記述式)

C 県	発注図書に明記
G 県	一部の認定製品については、県工事に於いて特記仕様書により仕様を義務付けている
H 県	率先利用指針に基づいて、グループ分けされた資材を特記仕様書・設計図書等で指定して利用している
J 県	特別・特記仕様書による優先発注
X 県	特記仕様書に明示することにより工事受注者は認定製品を利用する
Z 県	アスファルト関係は実施している
AC 県	入札仕様書に明記している

仕様書や発注図書に明記することで公共事業におけるリサイクル認定製品の利用を義務付けているようである。また、一部の製品のみリサイクル認定製品の利用を義務づけている自治体も存在する。

一方、「無」を選ばれた方に対して、義務付けできない理由を聞いた。結果を表 4-41 に示す。

表 4-41：リサイクル認定製品利用義務付け不可能な理由(自由記述式)

A 県	優先利用をお願いするにとどまっている
I 県	推奨はするが、義務づけはしていない
L 県	特定の製品に限定することが難しい
O 県	建設資材については、土木部の別の制度で認定・優先利用規定を設けているため
P 県	義務付ける根拠がない、市場競争の原理を阻害できない
S 県	義務付けまでできない

義務付けをしてない自治体については、公共事業施工事業者を利用する製品の選択を委ねているようである。P 県のように、市場競争に行政が介入することを避けていることが伺える。最後に、「その他」を選ばれた方に対して、その具体的内容を聞いた。結果を表 4-42 に示す。

表 4-42：その他の具体的内容(自由記述式)

B 県	B 県グリーン調達等推進方針に位置づけている
D 県	率先利用方針により工事設計(積算)に努力義務
K 県	土木関係部において、次のとおり実施している。『K 県県土整備部リサイクル製品利用指針』を策定し、公共工事における利用推進方針を定め、品質・価格面で一定の基準を満たすリサイクル認定製品の優先利用を行っている。『再生材利用基準』を策定し、仕様書に示す規格に適合するもの、または同等以上の品質を有するリサイクル製品については、原則として認定の有無や経済性にかかわらず優先利用を行っている。
M 県	義務ではないが、利用を推奨している
N 県	利用指針を定め、優先利用の条件を満たす場合には原則義務
Q 県	モデル事業として利活用している
R 県	優先利用に努めることとしている
T 県	認定製品に限らず、リサイクル製品の利用を推奨している
U 県	建設系認定品に関して、公共工事における原則利用を通知により運用
V 県	優先利用に努めるよう、努力義務を条例に明記
W 県	事業者に義務付けはしていないが、W 県グリーン購入推進方針(全ての県機関を対象)において、「W 県資源循環優良モデル認定制度で認定を受けるなど環境保全に積極的な事業者が製造し、又は販売する物品を可能な限り優先して購入すること。」にしている。
Y 県	積極的に利用するように促している
AA 県	AA 県グリーン購入調達方針で可能な限り利用することと記載、県土整備部リサイクル製品利用基準で優先利用を定めている
AB 県	グリーン購入の中で優先的に利用することとしている
AD 県	製品ごとに利用方針(別途資料)を定め、これによることとしている
AF 県	「建築工事特記仕様書」に優先的な利用を明記

優先利用を努力義務としているというのが「その他」を選んだ自治体の主な回答内容である。優先利用を義務づけていない自治体と、対応にあまり差異がないことが分かる。

#### 4-4-5-9 他の都道府県との連携

X 県の条例の中で、「県は、リサイクル製品の利用を推進するため、必要に応じて他の都道府県との連携を図るものとする」という記載が見られた。他の都道府県の条例には見られない記述だが、各都道府県ではホームページやイベントなどを利用して都道府県どうしの連携を図っている。

#### 4-4-6 リサイクル認定事業者の責務に関する項目

##### 4-4-6-1 関係資料の保存

リサイクル認定事業者に対して関係資料の保存の義務付けを行っているのかを聞いた。結果を表 4-43 に示す。

表 4-43：リサイクル申請又は認定事業者に対する申請又は認定に係る資料の保存を義務づけの有無(n=32)

	回答自治体数	回答率(%)
無	20	62
有	12	38
合計	32	100

関係資料の保存を義務づけている自治体が 38%にとどまった。



#### 4-4-6-2 申請・検査などに係る費用の負担

申請や検査に要する費用を誰が負担しているのかを明確にたく、各自治体に聞いた。その結果を表 4-44 に示す。

表 4-44：申請や検査に係る費用の負担(n=32)

	回答自治体数	回答率(%)
県	13	40
リサイクル認定または申請事業者	12	38
その他	7	22
合計	32	100

40%の自治体が申請の際に係る費用を負担していることが分かった。その他を選ばれた自治体に関しては、係る費用の種類によって負担する人が異なることが分かった。

#### 4-4-6-3 定期検査の実施

リサイクル認定事業者自身に対して、リサイクル認定製品の定期検査を義務づけているかを聞いた。結果を表 4-45 に示す。また、表 4-45 で「定期検査を義務づけ「有」」の自治体に対して、その頻度を聞いた。結果を図 4-21 に示す。

表 4-45：リサイクル認定事業者自身に対するリサイクル認定製品の定期検査の義務付けの有無(n=30)

	回答自治体数	回答率(%)
有	19	63
無	11	37
合計	30	100

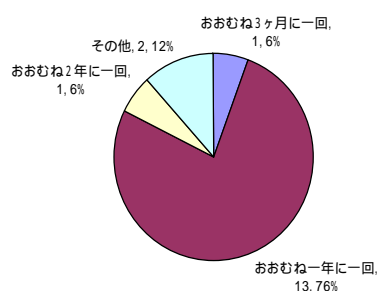


図 4-21：リサイクル認定事業者に対するリサイクル認定製品の定期検査の頻度(n=19)

その他の 2 自治体に関しては、「1～6ヶ月に一回だが、利用する再生資源により異なる」「3年ごとに更新(新規同様)」という回答があった。

定期検査を義務づけている自治体は全体の 63%であった。定期検査を義務づけている自治体

にその頻度を聞いたところ 76%の自治体から一年に一回という回答が返ってきた。その次に多かった回答は3ヶ月に一回と2年に一回という回答で、ともに6%であった。

#### 4-4-7 県民・民間団体の責務

##### 4-4-7-1 リサイクル認定製品の選択の努力義務

県民や民間団体等にもリサイクル認定製品を普及させることが、循環型社会の構築のためには必要であると考え、県民や民間団体等に認定製品の選択を努力義務としている自治体があるのかを明確にしようと思い、自治体に聞いた。結果を表4-46に示す。

表4-46：県民や民間団体などに対する、リサイクル認定製品の選択の義務づけの有無(n=31)

	回答自治体数	回答率(%)
有	27	87
無	4	13
合計	31	100

県民や民間団体などにリサイクル製品の利用を義務づけていると答えた自治体は31自治体中4自治体であり、全体の13%のみであった。このことから、ほとんどの自治体では、実際にリサイクル認定製品を購入するかどうかは県民や民間団体自身の意識に委ねられていることが分かる。次に、義務づけている、を選んだ4自治体に対してその成果の有無を聞いた。結果を表4-47に示す。

表4-47：その成果の有無(n=4)

	回答自治体数	回答数(%)
有	2	50
無	2	50
合計	4	100

義務付けている自治体に関して、成果が出ていると考えている自治体は4自治体中2自治体であり、全体の50%を占めた。その成果の内容を聞いたところ、2自治体中1自治体は、「資材について県の公共工事以外の工事にも他行政の公共工事にも利用されている」という回答が返って来た。

#### 4-5 県の利用実績

県の利用実績を把握しているか聞いた。結果を表4-48に示す。

表4-48：県の利用実績の把握の有無(n=32)

	回答自治体数	回答率(%)
有	22	69
無	10	31
合計	32	100

全体の 69%の自治体が、県の利用実績を把握しているようである。県の利用実績を把握している自治体に、教えていただけるかを聞いた。結果を表 4-49 に示す。

表 4-49：県の利用実績の公表の可否(n=17)

	回答自治体数	回答率(%)
可	11	65
否	6	35
合計	17	100

県の利用実績を把握している自治体のうち、65%の自治体から利用実績のデータを提供していただいた。その中でも、複数年にわたるデータがある A 県、そして複数年にわたるデータがあり利用品目の分類が分かる V 県と X 県のデータを使って分析する。

県の利用実績を具体的な数値で示す。まず、A 県のデータを表 4-50、V 県のデータを表 4-51 に示す。

表 4-50：A 県の利用実績

	利用品目(個)	利用実績(円)
H18	8	186195 千円
H19	9	294774 千円

表 4-51：V 県の利用実績

	建設工事における 利用品目(個)	建設工事における 利用実績(円)	物品の購入におけ る利用品目(個)	物品の購入におけ る利用品目(円)
H18	27	84,303,875	3	3,190,271
H19	32	257,257,495	3	1,285,290

A 県のデータは、平成 18 年と平成 19 年の利用品目数と、利用実績の総額のデータをいただいた。平成 18 年から平成 19 年にかけて利用実績は 2 倍に増えた。しかし、A 県は平成 17 年から施行されたので、データの蓄積が少なく、傾向が把握しにくい。一方 V 県のデータは建設工事における利用品目数と利用実績の総額のデータ、そして物品の購入における利用品目数と利用実績の総額のデータをいただいた。このデータからは、平成 18 年、平成 19 年ともに建設工事でのリサイクル認定製品の利用が目立つ。また、利用実績の総額においては A 県と同じく、平成 18 年から平成 19 年にかけて利用実績はだいたい 2 倍に増えている。

次に、X 県からいただいたデータを表 4-52 に示す。

表 4-52：X 県の利用実績

(単位：百万円)

	H16		H17		H18		H19	
	利用品目	販売実績	利用品目	販売実績	利用品目	販売実績	利用品目	販売実績
建設資材	48	494	67	1616	69	1231	68	1075
土砂類	10	64	11	95	13	86	12	87
コンクリート 2次製品	23	311	39	1367	47	1063	51	947
その他	15	119	17	154	9	82	5	41
農業資材	4	6	1	0	0	0	0	0
物品	4	0	2	0	5	6	4	8
環境資材	9	8	9	17	11	7	9	6
合計	65	508	79	1633	85	1244	81	1089

X 県の利用実績は、リサイクル認定製品を建設資材、農業資材、物品、環境資材の4種類に分類している。各年度、最も多く利用しているのはコンクリート2次製品であり、全体的に建設資材が利用実績の多くを占めている。また、各年度の合計金額を年度別に分析すると、平成16年度から平成18年度までは増えているが、平成18年度から平成19年度は減少している。建設資材の利用実績も合計の利用実績と同じように平成16年度から平成18年度までは増えているが、平成18年度から平成19年度は減少している。これらのことから、リサイクル認定製品は公共事業に多く使われていることと、平成18年度から平成19年度の減少は、公共事業の減少が要因の1つであると推測する。

県の公共事業などの際に、リサイクル認定製品を何%程使っているかを把握しているかを明確にするために、アンケート調査で聞いた。結果を表4-53に示す。

表 4-53：リサイクル認定製品の利用率の把握の有無(n=31)

	回答自治体数	回答率(%)
無	27	88
有	2	6
その他	2	6
合計	31	100

把握していると答えた自治体は、31自治体中2自治体のみであり、全体の6%であった。2自治体に対して全体の何%利用されているのか、おおまかな数字を聞いたところ2自治体中1自治体は30%程度でもう1自治体は70%程度であるという回答が返って来た。なお70%程度利用していると答えた自治体は建設リサイクルのみを認定しているという特徴がある。また、その他を選んだ企業に対し、その詳細を聞いたところ、2自治体中1自治体は、「公共工事全体の工事請負費・修繕費と比較すると約1.9%となる。なお、コンクリート製品のように通常製品と同等の機能を有するものについては、値段等考慮するが利用しなければならないため、ほぼ100%の利用と考える。」という回答があった。他の1自治体は、「今年度から正式に集計しているが、集計方法等の検討が必要であり、まだ、提供できない」との事であった。このことから、実際のリサイクル認定製品の利用率を把握することは難しく、県の公共事業での利用はまだ不徹底であることが推測される。また、建設関連のリサイクル認定製品のほうが公共

事業で扱いやすいことも伺える。

#### 4-6 リサイクル認定事業者の販売実績

4-4-5-5にてリサイクル認定事業者の販売実績を把握していると回答した自治体に、販売実績を公表していただけるかを聞いた。結果を表4-54に示す。

表4-54：リサイクル認定事業者の、リサイクル認定製品の販売実績の公表の可否(n=26)

	回答自治体数	回答率(%)
否	15	58
可	7	27
その他	4	15
合計	26	100

公表可の7自治体中、販売実績が明確に示されていたP県、AB県、X県から販売実績のデータを使って分析する。認定数の推移と販売実績の推移を図に表した。なお、販売実績の推移は金額を単位とする。P県の結果を図4-22、AB県の結果を図4-23に示す。

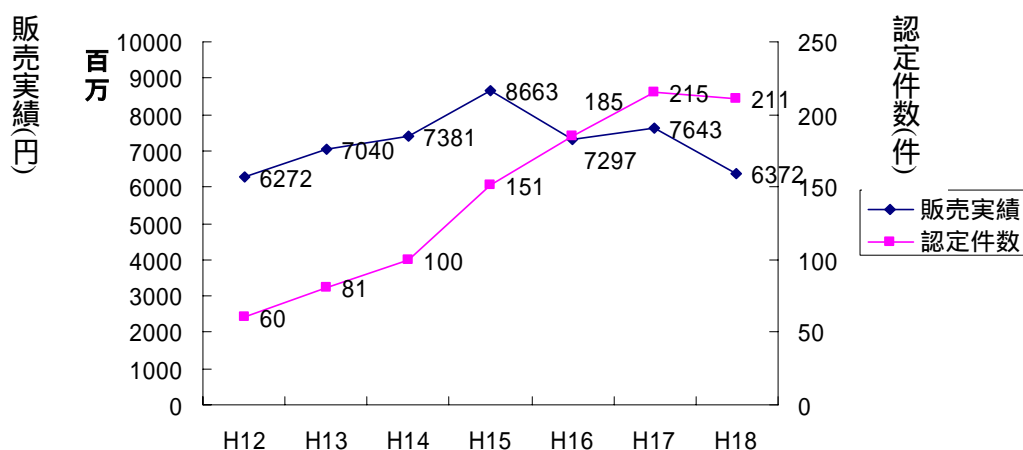


図4-22：P県の販売実績(金額)と認定数の推移

各認定事業者の販売実績は把握することはできないが、全体的な傾向としては、平成15年以前までは販売実績が伸びているが、それ以降販売実績が少なくなっている。一方で、認定件数は平成17年まで伸びており、平成18年は若干少なくなったが、大きな減少は見られない。なお、この自治体は、認定件数は伸びているが、新規に認定を取得しようとする事業者に対する補助金交付を交付しているとのことであった。

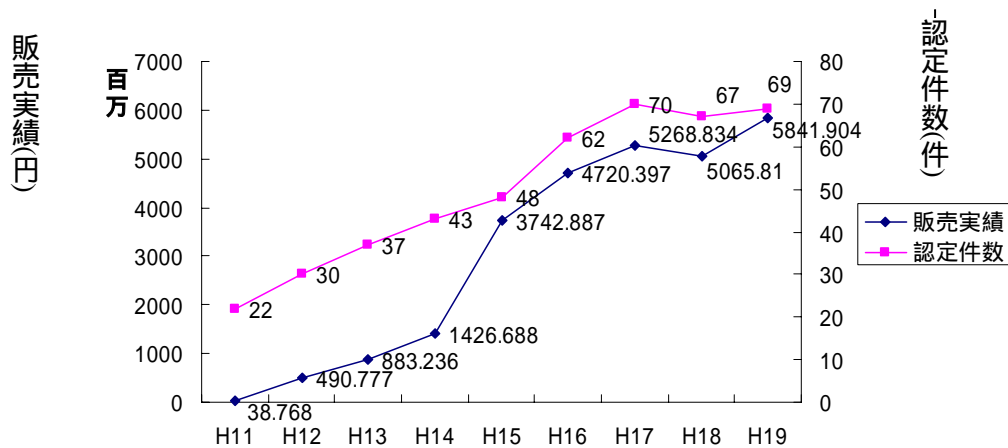


図 4-23：AB 県の販売実績(金額)と認定数の推移

AB 県は、平成 11 年以降販売実績、認定件数ともに増えており、販売実績に関しては H14～H15 年に、認定件数に関しては平成 15～平成 16 年が、特に増えている。その後も若干の減少があるにせよ、平成 18 年には販売実績は過去最高に達した。

最後に X 県の利用実績を表 4-55 に示す。

表 4-55：X 県の販売実績 (単位：百万円)

種類	H16	H17	H18	H19	
建設資材	土砂類	161	160	182	211
	緑化基盤材	108	101	97	47
	コンクリート 2 次製品	565	1919	1771	1517
	石膏ボード	4445	4413	4543	4474
	その他	348	283	79	46
	5627	6876	6672	6295	
農業資材	58	53	71	8	
物品	3	5	44	19	
環境資材	47	39	20	12	
合計	5735	6973	6807	6334	

X 県からは、建設資材、農業資材、物品、環境資材の 4 種類に分類して集計した販売実績をいただいた。どの年度も 98% から 99% を占めているのが建設資材である。最後に、P 県、AB 県と同じように、販売実績と認定件数の推移を図 4-24 に示す。

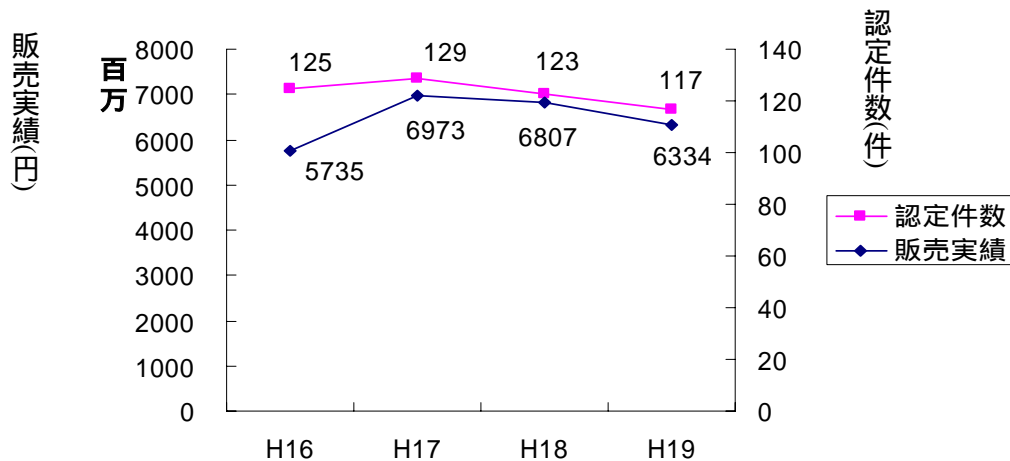


図 4-24：X 県の販売実績(金額)と認定数の推移

認定件数は平成 17 年までは上がっていったが、平成 17 年以降はやや減少傾向にある。一方販売実績も平成 17 年までは上がっているが、平成 17 年以降は減少している。

#### 4-7 まとめ

本章では、リサイクル製品認定制度の実施実態を明確にするべく、自治体へのアンケート調査の結果をもとに分析を行った。その結果、主に以下の 9 点が明らかになった。

- 1) 審査会の透明性が低い
- 2) 申請から認定までにかかる時間はおおむね 3 ヶ月という自治体が最も多く、短い自治体で 2 ヶ月、長い自治体でも 6 ヶ月である。
- 3) 県による事前の立入調査をおこなっている自治体は全体の 94%であった。
- 4) 取消し件数は少なく、取下げ件数が多い。
- 5) 認定率が常に又はほぼ 100%の自治体は、申請件数が下がる傾向にある。また、申請件数・認定件数が全体的に下がっている自治体は、認定率が上がっている傾向にある。
- 6) リサイクル認定事業者に対して広報・啓発に関する支援を行っている自治体は多いが、それ以外の支援を行っている自治体は少ない。
- 7) 公共事業の際に認定製品の利用を義務付けている自治体は全体の 28%であり、その方法は仕様書や発注図書などで明記するという方法をとっている。
- 8) リサイクル認定製品の県の利用実績を把握している自治体は、全体の 69%であり、約 3 割りの自治体は利用実績を把握していない。
- 9) リサイクル認定製品の県の利用率を把握している自治体は全体の 6%と少ない。なお、県の利用実績の中では建設資材の利用が多い。

上記の 9 点について以下に記す。

リサイクル製品を認定する上で、審査会が開催される。有識者という回答で 88%の自治体に

該当する。その次に多かったのは県の職員という回答で 62%の自治体に該当する。一方、一般住民(=県民)が参加することができる自治体が 16%にとどまった。この結果を受けて、今回、審査会の透明性を明らかにするために、(1)審査会を県民が公聴することは可能か、(2)審査会の議事録は、ホームページなどで公開されているか、(3)一般住民(=県民)が審査員として審査会に参加することは可能か、また、可能であるならばどのような方法で審査会に採用されるのか、の 3 つの事柄に焦点を当て、再度アンケートを行ったところ、(1)を満たす自治体は全体の 19%、(2)を満たす自治体は全体の 7%、(3)を満たす自治体は全体の 8%にとどまった。このことからリサイクル製品の認定は主に有識者と県の職員が行っており、一般住民(=県民)はほとんど関与していないことが分かる。

申請から認定までに要する時間はおおむね 3 ヶ月という自治体が最も多く、全体の 60%を占めた。次に多かったのはおおむね 6 ヶ月という自治体で全体の 19%を占めた。最も短い自治体で 2 ヶ月という回答であった。よって、自治体によって異なるが、認定までに要する時間は 2 ヶ月から 6 ヶ月である。申請してから認定するまでに、県が事業所へ立入調査を行う自治体は全体の 94%に上った。このことから、認定にするにあたって申請された製品のみを見て判断するのではなく、事業所の職場環境なども踏まえて判断していることが伺える。

県からリサイクル認定を取り消すケースはほとんどないが、リサイクル認定事業者からリサイクル認定を取り下げるケースは多い。このことから、リサイクル認定事業者が認定を取り消されるような不正をしたり、製品の品質基準を違反したりすることはほとんど起こらないが、リサイクル認定事業者が何らかの事情があり認定を取下げることが多いようである。また、リサイクル製品認定制度が施行された時期と取下げ件数に関連は無い。

認定率が常に又はほぼ 100%の自治体は、申請件数が下がる傾向にある。18 自治体中 6 自治体、つまり全体の 33%がこれに該当した。また、申請件数・認定件数が全体的に下がっている自治体は、認定率が上がっている傾向にある。18 自治体中 4 自治体、つまり全体の 22%がこれに該当した。

自治体が認定した製品をホームページやパンフレット、イベントなどで紹介するといったように、製品の広報・啓発活動を行っている自治体は全体の 77%に上った。しかし、それ以外の支援を行っている自治体は少なく、全体の 18%であった。製品の広報・啓発以外の支援を行っている自治体の 75%の自治体では何らかの形で補助金を交付していた。

公共事業の際に認定製品の利用を義務付けている自治体は全体の 22%であり、その方法は仕様書や発注図書などで明記するという方法をとっている。残りの 78%の自治体にうち、50%の自治体では努力義務としており、残る 28%の自治体では義務づけは困難であるという見解を持っていた。

県の利用実績を把握している自治体は全体の 69%であった。いくつかの自治体ではホームページなどで公表している。しかし、建設資材や農業資材など、製品の種類に分類して集計している自治体は少ない。

県が行う公共事業の中で、リサイクル製品認定製品の利用率を把握している自治体は少な



った。その理由として、利用する製品の選択が公共事業施工業者に委ねられている自治体が多いことや、リサイクル認定製品の販売が商社を通じて行われているため、リサイクル認定製品の用途を把握することが困難であることなどが挙げられる。4.5 で示すとおり、県が公共事業で製品を使う際に建設資材の利用は多いが、それ以外の利用は少ない。V 県では建設資材が90%以上を占めており、X 県でも過去数年を通じて70%を切ることは無かった。よって、県の公共事業で利用されやすい品目は建設資材であることが分かる。

